

都市計画後樂園公園 整備方針

8 都市地公第132 号

平成 8 年 8 月 27 日

「東京都都市計画公園等整備事業における都市計画法第 59 条第 4 項の取扱方針について」（知事決定）に基づく都市計画後樂園公園の整備方針について、下記のとおり定める。

1 整備方針

文化財庭園である小石川後樂園を歴史文化ゾーンとして都市計画公園の中心に配置するとともに、都心部での多様なスポーツ・レクリエーション需要にも応じられるアミューズメントゾーンを配置する。

また、地域住民の利用を中心とした地域レクリエーションゾーンも設置し、これらが一体として機能する総合的な公園として整備する。

2 都市計画の概要

当初決定 : 昭和 17 年 4 月 21 日 内務省告示第 213 号

最終決定 : 昭和 45 年 8 月 7 日 東京都告示第 842 号

面積 : 22.1ha

3 現況土地利用

都立小石川後樂園 7.08ha

区立公園及び運動場 2.00ha

東京ドーム所有地 12.80ha

その他民有地等 0.22ha

4 整備の基本的方向

- (1) 歴史文化ゾーン及びアミューズメントゾーン並びに地域レクリエーションゾーンが相互に調和よく配され、一体的に利用できる整備を行う。
- (2) 避難場所としての機能を高めるため、庭園をはじめとして有効な広場、樹林地等十分なオープンスペースを確保する。
- (3) 周辺地域整備とも調和するよう文京区の都市計画マスタープランの歩行者動線を確保するとともに、都民のふれあい・かたらいの場として有効に機能するため、十分な緑量及び水面を適切に配置する。
- (4) アミューズメントゾーンについては、多様化する高度なレクリエーション需要に対処するため、民間の経営力を生かした公園づくりを受け入れる。

5 地区ごとの整備方針

〔ゾーニング計画〕

計画区域内の現況の土地利用特性、将来の施設整備の方向性及び整備主体等を考慮し、都市計画後樂園公園整備方針図（ゾーニング図及び動線計画図）のように全体を 3 つのゾーンに区分する。

各ゾーン別整備の考え方

① 文化財庭園を中心とした「歴史文化ゾーン」

文化財庭園小石川後樂園を適正に保存、整備するとともに、都心地域の緑のオアシスとして、都民の鑑賞、散策等の静的レクリエーション需要にこたえる。

整備主体は、東京都とする。

② 多様なスポーツ・レクリエーション需要を満たす「アミューズメントゾーン」

都心地域において家族連れで楽しめるスポーツ及びアミューズメント施設地区とし、屋根付球場、遊戯施設、宿泊施設等を配置する。

民間の事業主体を受け入れる。

③ 健康増進及び地域住民のふれあいの場とする「地域レクリエーションゾーン」

地域住民の健康と体力の増進を図るとともに地域住民のふれあいの場としていく。小石川運動場部分は運動機能を主体とした場として整備していくとともに、小石川後樂園に隣接する区立公園部分は地域住民の散策・休養・遊戯のエリヤとする。

整備主体は、文京区とする。

〔動線計画〕

都市計画公園区域の各ゾーンを東西に一体的につなげる東西の歩行者動線及び営団地下鉄後樂園駅からＪＲ水道橋駅をつなげる南北の歩行者動線を確保し、施設間のつながり及び地域との一体性を保っていく。

〔土地利用計画〕

各区域の土地利用を、都市計画後樂園公園整備方針図（土地利用計画図）のように「庭園の緑を主体とする区域」、「建築施設を主体とする区域」、「広場を主体とする区域」、「遊戯施設を主体とする区域」の４区域に区分する。

6 整備方針図

整備方針図は別添のとおりとする。

7 管理方針

東京都及び文京区は、都市公園法等により、所管の地区を適正に管理する。

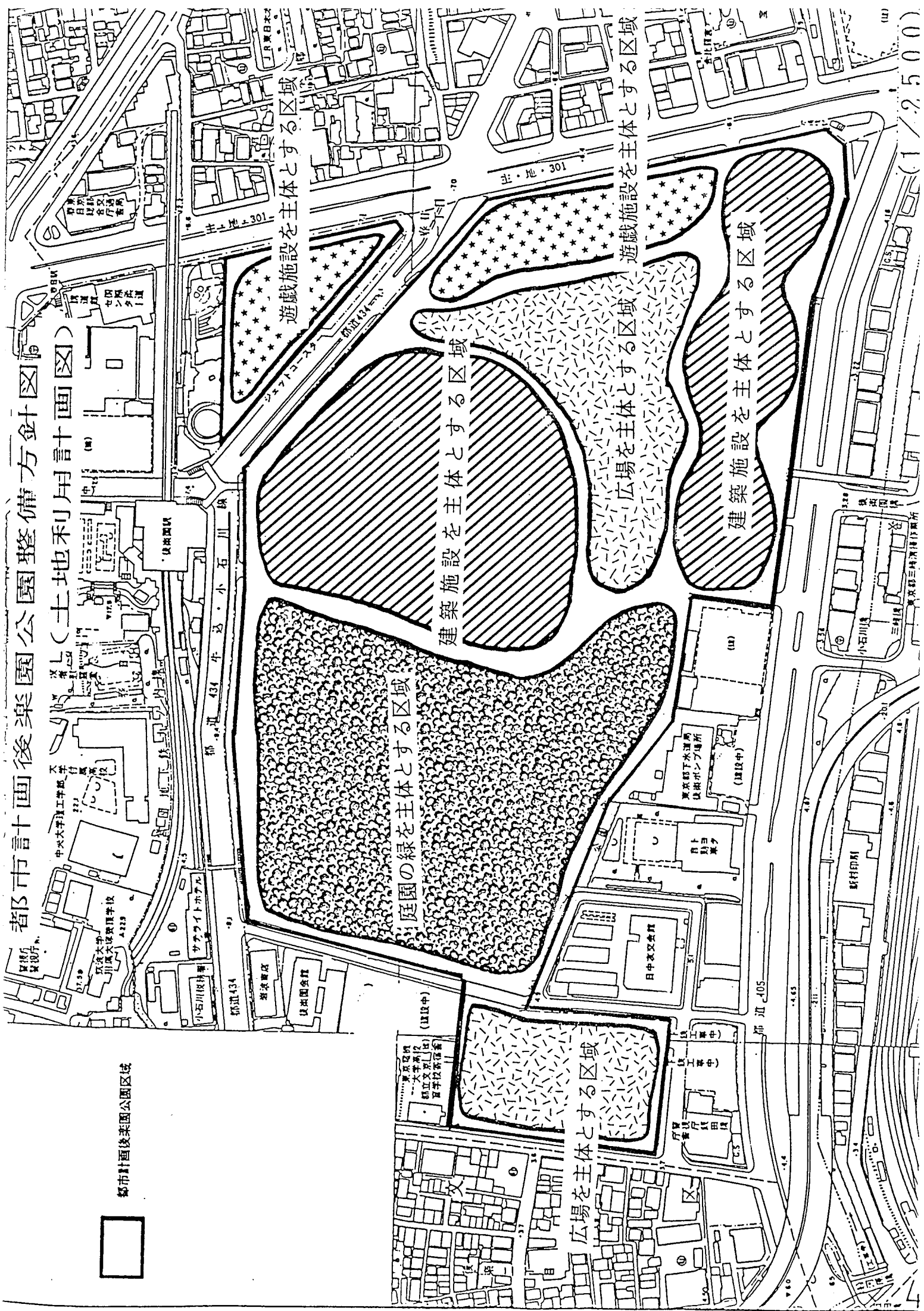
民間事業者が管理する場合は、「東京都都市計画公園等整備事業における都市計画法第５９条第４項の整備基準」に基づき、管理運営規程を都に提出させ、所管の地区の適正な管理運営を確保する。

都市計画後楽園公園整備方針図

第1(土地利用計画図)



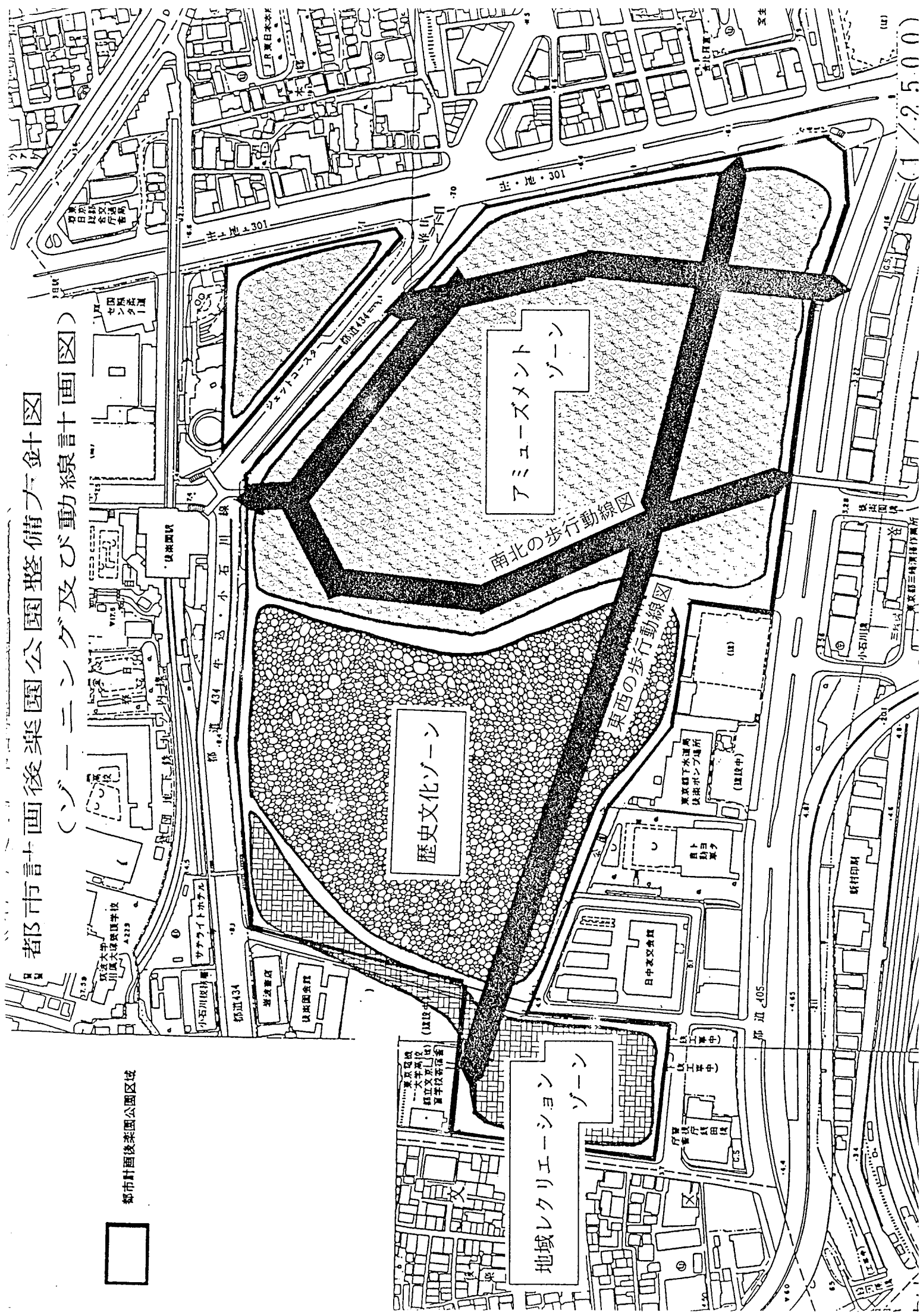
都市計画後楽園公園区域



都市計画後楽園公園整備方針図

(ゾーニング及び動線計画図)

都市計画後楽園公園区域



東京都市計画芝公園整備方針

10都市地公第319号
平成10年12月25日
都市計画局長決定

「東京都都市計画公園等整備事業における都市計画法第59条第4項の取扱方針」（知事決定）に基づく東京都市計画芝公園の整備方針について、下記のとおり定める。

1 基本方針

芝公園は東京の公園の発祥地として明治6年に設置され、様々な制度的な変遷を経る中で都民に親しまれてきた。この都市計画公園区域の中心部には徳川將軍家の菩提寺であった増上寺があり、その他にも神社仏閣が多く、歴史・文化性に優れた地域である。

そこで、これらの歴史や文化を保全・活用すると同時に、それらと一体となった緑の保全・創出を図るため、中心部に「歴史文化ゾーン」を、外周部には歴史を宿した「歴史の緑ゾーン」を配置する。

一方、総合公園として、より活動的な公園利用にも配慮して、都心部での多様なレクリエーション需要にも応じられる「アミューズメントゾーン」や各種のスポーツ需要にも対応する「スポーツゾーン」を配置する。

また、関東大震災時には、避難場所として大きな役割を果たした実績もあり、「避難場所」として十分に機能できる公園整備を図る。

更に、未整備の民有地の早期公園整備を図るため、民間の事業を含めた公園づくりを行う。

なお、公園の施設配置については、「港区街づくりマスタープラン（港区都市計画に関する基本的な方針）」等により地域にも配慮した計画とする。

2 都市計画の概要

当初決定	:	明治22年	5月20日	東京府告示第	37号
最終決定	:	昭和43年	10月17日	建設省告示第	3106号
面積	:	33.0ha			

3 現況土地利用等

都立芝公園等	約12.3ha
増上寺その他神社仏閣公益法人所有地	約9.5ha
その他民有地	約11.2ha

4 整備の基本的方向

- (1) 歴史と文化の保全と活用、アミューズメント、スポーツ等の機能が、広場や樹林などと相互に調和よく配され、一体的に利用できるようなゾーン配置を行う。
- (2) 公園区域内に残る歴史的な景観、文化財、古墳等の歴史的な遺産・風致を保全するとともに現代に生かし、都民に提供していく。
- (3) 東京都市計画芝公園全体として、災害時に十分に機能を発揮できるよう、広場、樹林地等の十分なオープンスペースを確保する。
- (4) 東京都市計画芝公園全体として一体的な緑と利用動線を確保するため、日比谷通りの両側を南北に縦貫する広幅員の緑地を整備し、緑豊かな開放的なスペースとする。

また、公園中央部で、東西に貫く緑の帯を確保し、公園全体の主要動線とする。

- (5) 「港区街づくりマスタープラン」に配慮し、赤坂・芝緑の軸、白金・高輪緑の軸、古川水の軸など、周辺の緑と水の軸を結ぶ緑と水のネットワーク形成の拠点として整備する。
- (6) 各ゾーンの外周部には、豊かな緑を配する。
- (7) 「アミューズメントゾーン」については、多様化する高度なレクリエーション需要に対応するため、民間の経営力を生かした公園づくりを受け入れる。

5 地区毎の整備方針

〔ゾーニング計画〕

計画区域内の現況の土地利用特性、将来の施設整備の方向性及び整備主体等を考慮し、東京都市計画芝公園整備方針図（ゾーニング図及び動線計画図）のように全体を4つのゾーンに区分する。

各ゾーン別整備の考え方

① 増上寺等の「歴史文化ゾーン」

江戸の歴史文化の象徴である増上寺等の境内地を保全するとともに、都心地域の歴史文化のオアシスとして、都民の鑑賞、散策等の静的レクリエーション需要に応える。

開放的な寺社境内地として維持し、寺社の景観の保全を図っていく。

② 多様なレクリエーション需要を満たす「アミューズメントゾーン」

都心地域において、多様なレクリエーション需要に対応するため、集会・遊戯・運動・教養文化・宿泊等のアミューズメント施設を導入する。

民間の経営力を生かした公園づくりを受け入れる。

③ 緑の中で東京の歴史に触れられる「歴史の緑ゾーン」

公園外周部に残る歴史的な遺産に触れながら、緑の中を鑑賞・散策するなどにより、主に静的なレクリエーションゾーンとして整備する。また、港区の図書館を設置するとともに、地域の文化教養施設整備区域も設定する。

④ 都民の運動の場としての「スポーツゾーン」

都民や地域住民の、健康と体力の増進を図るため、古川沿いと日比谷通り沿いに「スポーツゾーン」を設ける。

〔動線計画〕

都市計画公園区域の各ゾーンを、東西及び南北に一体的に利用できるよう東西、南北の緑豊かな主要歩行者動線を確保する。

また、日比谷通りの両側を緑の帯とし、地域のまちづくりと一体的に機能する緑の動線とする。

〔土地利用計画〕

各区域の土地利用を、東京都市計画芝公園整備方針図（土地利用計画図）のように「緑を主体とする区域」、「歴史的空間の維持・保全区域」、「民間事業者の公園施設区域」、「運動施設区域」、「地域文化教養施設区域」の5区域に区分する。

〔その他〕

愛宕山地区は現況の社寺等の歴史的環境を生かし、開放的な空間として維持・保全していく。

6 整備方針図

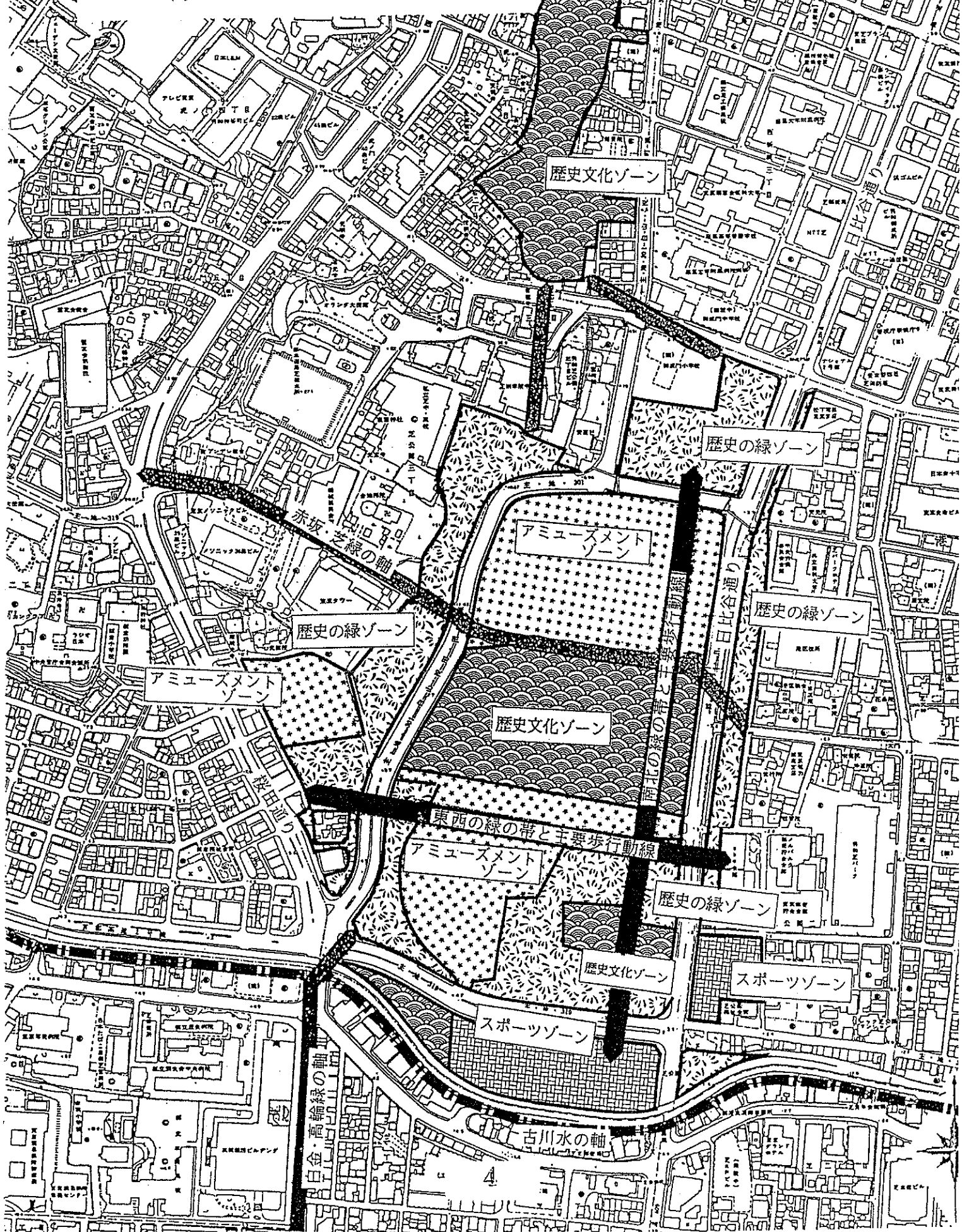
整備方針図は別添のとおりとする。

7 管理方針

東京都及び港区は、都市公園法及び都市計画法に基づき、所管の地区を適正に管理及び指導する。

民間事業者が特許事業により管理する場合は、「東京都都市計画公園等整備事業における都市計画法第59条第4項による整備基準」に基づき、管理運営規程を都に提出させ、所管の地区の適正な管理運営を確保する。

東京都市計画芝公園 整備方針図
(ゾーニング及び動線計画図)



東京都市計画芝公園 整備方針図 (土地利用計画図)

